

議会だより

第521回西ノ島町議会9月定例会一般質問(要約)



中上 哲一
議員

隠岐汽船問題について

① 減便運航について

本年5月に突然、隠岐汽船は船員不足を理由に減便を発表し6月から実施した。このような島民に影響が大きいことをもつと事前に周知できなかったのか。6月から7月にかけての影響はどうだったか。町として今後の対応をどのように考えているか。

② 旅客運賃について

現在、島民は有人国境離島法により約4割の運賃で利用できている。以前から利用者全員が島民同様の運賃にしてほしいなどの要望があるが、未だに実現できていない。町のこれまでの取り組みと国や島根県の対応はどうなっているか。

③ 「しらしま」後継船について

建造主体はどこか。建造財源はどのように調達するか。運航はどのようにするか。進捗状況はどうか。新船は現在の「しらしま」コースに就航させるのか。近年の物価高騰により、建造費が大幅に増加したとの事だが資金手当ては問題ないか。

回答 町長

① 令和7年6月以降の減便運航については、4月30日に隠岐汽船より説明を受け、5月2日に同社ホームページで発表され、5月8日に新聞折込がされている。

説明を受けてから発表まではわずか数日と、議員が仰るように私も唐突な印象を強く受けたし、その影響を鑑みれば利用者に対する説明も十分ではないと考えている。仮に令和8年度も同様のダイヤで運行を行う場合にはその理由も含め、利用者に丁寧な説明を行うよう申し入れているところである。

減便期間の観光入込客数については、1～7月末までの延べ人数

が前年比5・8%増の約2万2千人となったが、宿泊客数は6月に14%程度減少したことが影響し、前年比1・1%減の約8,500人となった。また、減便期間中はランチ営業に大きな影響が出たとの声も届いている。町民の利用動向は、6～7月の間は前年比で12%程度減少している。

今後の対応については、隠岐4町村が公共交通を維持していく観点から、必要な支援策を講じることを確認しており、隠岐汽船と隠岐広域連合の間で継続的に協議の場を設け、今年中を目途に人材確保対策計画を策定する予定である。併せて、職場環境や待遇の改善、採用活動の強化について具体的な対策を整理し、可能なものから速やかに実施していく。

② 航路・航空路利用者全員への対象拡大は、離島振興協議会、県等を通じ要望活動を行っているが、実現には至っていない。航路運賃低廉化は離島住民の条件不利性の緩和が趣旨であり、利用者全員を対象にするという考え方とは異なることが要因ではないかと考えている。

観光客向けには、宿泊と観光体験をセットにした企画乗船券の利用により復路運賃を無料化し、実

質的に島民と同等水準で乗船できる事業を隠岐4町村で実施している。また、離島に生活する親族の介護等のために年6回程度来島される方には住民に準じた取り扱いをするよう制度が改正されるなど、対象が全く拡大していないわけではない。

有人国境離島法は令和8年度末までの時限立法であり、今後、同法延長に向けた要望活動について、県や隠岐4町村と連携して取り組んでいく。

③ フェリーしらしまの後継船については、隠岐広域連合が「内海造船株式会社」と契約を締結し、現在、詳細設計が進められている。建造費の財源は、隠岐広域連合を構成する隠岐4町村が過疎債を活用して措置している。建造費は当初予定より増加しているが、増額分を含めた必要な財源措置については問題なく対応できる見込みである。後継船は令和9年度中の就航を予定しており、運航コース等については、今後、隠岐広域連合および隠岐汽船など関係機関において協議が行われるものと認識している。

海岸線の高潮対策について



正員 吉 仲 議

高潮から沿岸線を防護するための海岸保全施設の整備について、本町の東部地域2箇所の高潮対策について町長の所見を伺う。

①町道倉ノ谷／宇賀線の海岸道路

令和3年3月の修繕工事完了後も山側法面に落石等の恐れがあり引き続き全面通行止めとなっている。

②黒木御所周辺の遊歩道

復旧はかなり困難を期する状況にあるが、現状以上の浸食は防御するための整備計画が急務である。

高潮から、長い年月に亘り、護岸背後の土砂が波浪等により吸い出しを受け、陥没、沈下や空洞化するという「吸い出し災害」が発生していると推察される。

海水による浸食を防ぐ海岸保全施設の整備計画が早期に事業化されることを要望する。

回答 町長

① 町道倉ノ谷宇賀線（町道320号線）は、昭和54年度に県道西ノ島海士線の一部が移管された路線である。道路護岸は石積で整備されており、経年劣化や波浪・高潮の影響により空洞化がみられ、その都度修繕対応しているが、平成19年の豪雨災害で大規模な法面崩壊が発生し、復旧後も落石が続いたことから、令和3年3月以降、通行止めとしている。現在は、山越えの町道473号線を主たる道路に位置付け、国の補助金を活用しながら側溝の蓋掛けや冬期路面対策を優先実施している。

ご質問の路線を海岸保全区域の指定を受けて整備を行うには、人家などの保全対象が必要とされるが、当該区間には該当がないため、難しいと認識している。また、道路護岸として本格的に整備するにも、通行止めの直接の原因となっている法面崩壊対策には莫大な費用を要するため、実施は難しいと考えている。

以上のことから、これまでどおり、吸い出し等により道路の陥没が生じた場合には、その都度修繕対応を行い、海岸線を維持する方法が現実的であると考えているのでご理解いただきたい。

② 黒木御所周辺の遊歩道について

も、平成19年の豪雨災害およびその後の台風や高波の影響により護岸や斜面が崩壊し、危険な状況にあるため、現在通行止めとしている。復旧には港湾事業だけではなく、文化財保護の観点からも、県事業としての整備、国の補助事業の実施など様々な方策を検討してきたが、該当する事業が無いというのが現状である。

また、文化財としての性質上、大きく形質を変えるような整備は馴染まないと考えている。

県による「集落周辺里山整備事業」として、土壌の保全を図るため樹木の伐採などが行われたところであり、この事業の成果を見ながら引き続き海岸線の維持に向けた取組について関係団体と協議をしていく。



男員 久 三角 議

男女共同参画について

男女共同参画について、西ノ島町においても計画が策定され、施策が推進されているところであるが、国

においては「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、その目的として「男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する」とされている。

令和3年の改正で、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう「努めるものとする。」という部分が「責務を有する。」とされ、「努力義務」から「責務」に強化されている。

男女共同参画の推進について、啓発活動、環境整備、人材の育成等に関して町の考えを伺う。

回答 町長

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の基本原則は、選挙において男女の候補者ができる限り均等となること、男女がその個性と能力を発揮し、家庭生活と政治活動の両立を可能とする環境を整えることであると承知している。

既に、西ノ島町議会におかれては、令和3年の法改正を受けて、公務や傷病に加え、「出産・育児・介護」等を欠席事由として規定し、「育児、介護その他のやむを得ない事由」によるオンライン出席を認めるなど、男女を問わず参画しやすい環境整備が進められている。最近行われた島根